

(3) 府から貸与を受けた資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容										
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団は、指定管理者として大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を受託している。府から貸与を受けている備品や医療用機器等の物品について、サンプルチェック（約400品目中10件）したところ、委託契約書において物品の管理についての定めがあるにもかかわらず、以下のような事例があった。</p> <p>1 センター開設当初から貸与を受けている洗濯機2台について、現在は取り替えられ除却済みであるが、備品台帳に取替え前の旧備品が記載されている。また、当該取替えの事実について府の承認を得ておらず契約違反である。</p> <table border="1" data-bbox="543 856 1077 989"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗濯機</td> <td>160,650</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>174,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記委託契約書 当該箇所抜粋】 （現状変更の禁止） 第17条 乙は、施設及び物品の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りではない。</p> <p>2 貸与資産の中には、長期間使用していない医療機器がある。</p> <table border="1" data-bbox="543 1388 1077 1472"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷温水層</td> <td>2,787,750</td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額（円）	洗濯機	160,650	洗濯機	174,300	品名	金額（円）	冷温水層	2,787,750	<p>除却した資産については、速やかに府に報告し、備品台帳に旧資産の除却と新資産の登載を行うなど適切に対応されたい。</p> <p>また、長期間使用していない医療機器の取扱についても、府と協議・調整されたい。</p>	<p>1 洗濯機2台に関しては、急な故障（修理不能）であり、医務服や患者の衣服の洗濯など洗濯機は日々の業務に欠かせないものであることから、早急な購入が必要であったが、当該洗濯機の買い替え時に、誤って府の承認を得る手続を行わないまま当該洗濯機を廃棄処分してしまったものである。</p> <p>廃棄した洗濯機2台については、府の事後承認を得て、貸与備品の台帳から削除した。</p> <p>今後、府から貸与を受けた備品の異動については、大阪府と緊密な調整をとり、府の承認を得て手続することを徹底していく。</p> <p>なお、購入した洗濯機2台については、見積金額が10万円未満の消耗品であったため、府の承認が不要となっている。</p> <p>2 冷温水槽については、府と協議・調整した結果、故障しているわけではなく、今後も循環器系疾患の患者に使用する可能性があるため除却はせず、活用方法について、継続的に検討していくこととなった。</p>
品名	金額（円）												
洗濯機	160,650												
洗濯機	174,300												
品名	金額（円）												
冷温水層	2,787,750												